

海南省災害ボランティア登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害発生時に自発的な意思でボランティア活動をする個人（以下「災害ボランティア」という。）が、災害現場において迅速かつ効果的に救援活動を行えるように事前に登録を行い、平常時から災害ボランティア同士の連携及び協働を支援することを目的とする。

(登録実施機関)

第2条 登録は、社会福祉法人海南省社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行う。

(登録条件)

第3条 災害ボランティアに登録できる者は、海南省内に在住、在勤、在学または拠点を有し、登録しようとする年度の4月1日現在で満15歳以上（である者とし、18歳未満ただし、学生の場合は18歳になる年度の末日まで）の場合は保護者の承諾を得た者とする。

(登録手続き)

第4条 災害ボランティアに登録しようとする者は、災害ボランティア登録申込書（様式第1号）を社協へ提出する。

2 社協は、前項の申込書を受理した場合は、災害ボランティア登録台帳（様式第2号）に必要事項を記載し、登録を行う。

3 社協は、前項の登録を完了した災害ボランティア（以下「登録者」という。）に対し、災害ボランティア登録証（様式第3号）を発行する。

(個人情報取扱い)

第5条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するために利用し、本人の同意がある場合に限り、災害時の救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、または連絡調整に利用することができる。

(登録の変更)

第6条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、災害ボランティア登録変更届（様式第4号）を社協に提出するものとする。

(登録の削除)

第7条 社協は、次のいずれかに該当する場合は、登録を削除することができる。

(1) 災害ボランティア登録辞退届（様式第5号）の提出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、社協が不適格と認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。